

士幌町公共施設への
太陽光発電設備等導入調査委託業務

公募型プロポーザル実施要領



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SHIHORO

令和5年7月
士幌町 地域戦略課

1. 背景と目的

本町では、脱炭素社会実現に向け、2022年6月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととした。また、令和5年4月には本町のCO₂排出量の現状や再生可能エネルギーのポテンシャルを明らかにし、地球温暖化対策を通じて地域課題の同時解決するための施策を定めた「土幌町再生可能エネルギー導入計画」を策定した。

本事業では、「土幌町再生可能エネルギー導入計画」を踏まえつつ、本計画を確実に推進するため、公共施設における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根、土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を目的とする。

なお、本業務は環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業・第1号事業の3))」の採択を受け実施するもので、その成果は、「土幌町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」(令和6年3月までに策定予定)に係る検討資料として活用し、同計画に反映するものである。

この実施要領は、事業実施にあたり、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 事業名

土幌町公共施設への太陽光発電設備等導入調査委託業務

(2) 業務内容

別紙「業務仕様書」による

(3) 事業期間

令和5年8月上旬から令和6年1月下旬(予定)

(4) 事業費限度額

18,810,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(5) その他

本事業は、予算成立前の準備行為であり、本事業委託における予算が成立しなかった場合には、契約に至らない可能性がある。また、予算の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。

事業費限度額は、契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議の上決定するものである。

本事業は、「令和4年度(第2次補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業・第1号事業の3))」を活用する事業とし、事業実施について上記補助金採択が条件となるため、受託候補者として示された場合においても、契約に至らない可能性がある。

3. 業務仕様及び事業者の選定方法

本業務は、事業を効果的かつ効率的に実施できる専門的な知見や技術を要する業務であるため、業務目的を達するためには本町の仕様を実現する最良のノウハウ、実績とともに推進体制の主体形成に関与しうる実効性の高いものを選定する必要がある。

よって、公募型プロポーザル方式により提案者を公募し、総合的な見地から判断して最も適した提案者を特定することとする。

4. 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、参加表明書の提出日において次に掲げる全ての要件を満たしているものとする。ただし、参加資格の確認後から受託候補者の決定日までの間に参加者の資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

資格要件は、次の①から⑧の要件を全て満たす事業者であること。

- ① 企業、NPO 法人又はその他の法人であって、仕様書の内容を適切かつ確実に実行できる法人であること。
- ② 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎及び管理能力を有すること。
- ③ 過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日)において、本案件と同種又は類似業務と認められる地方自治体発注の太陽光発電ポテンシャル調査、省エネルギー診断業務等の履行実績があること。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に掲げる者でないこと。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)による再生又は再生手続をしていないこと。
- ⑥ 士幌町暴力団排除条例(平成25年条例第4号)に定める暴力団員等、暴力団関係事業者又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑦ 国又は地方公共団体との契約に関し、事業期間までの間に指名停止を受けている期間がないこと。
- ⑧ 国税及び地方税に滞納がないこと

5. 事業者選定の流れ

(1) 候補者の選定

候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案書等に基づき、士幌町公共施設への太陽光発電設備等導入調査委託業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 日程

項目	日程
告示(町ホームページ掲載開始)	令和5年7月 3日(月)
参加表明受付期限	令和5年7月 3日(月)から 令和5年7月14日(金)まで
質問書の受付期限	令和5年7月 3日(月)から 令和5年7月 7日(金)まで
質問書への回答期限	令和5年7月12日(水)
提案書の提出期限	令和5年7月21日(金)まで
プレゼンテーション実施日	令和5年7月31日(月) ※別途通知する
審査結果の通知日	令和5年8月1日(火)以降
受託候補者と業務内容の協議開始	令和5年8月上旬(予定)
契約締結	令和5年8月上旬

(3)質問

①質問方法

電子メールで担当部署宛に提出すること。

件名を「【質問書】土幌町公共施設への太陽光発電設備等導入調査委託業務(企業名)」
とすること。

②質問受付期間

令和5年7月7日(金)午後5時15分受信分まで

③送信先

土幌町役場地域戦略課ゼロカーボン推進係 宛て

E-Mail:zero-carbon0603@shihoro.jp

④質問への回答

随時、電子メールで回答する。

なお、提案書等に関する質問は、土幌町ホームページに回答を掲載(企業名は公表し
ない)し、質問事項が重複していると町が判断したものは、整理して回答する。

本件の趣旨から離れている質問へは回答しない。

6. 参加表明書及び提案書の提出について

応募者または応募者の構成員は、以下のア～キの書類に書類符号を記した表紙とインデ
ックスを付け、綴じたものを9部(正本1部、審査会用8部)提出すること。

(1)参加表明書

①提出書類

ア. 参加表明書(様式1)

イ. 誓約書(様式2)

→国税納税証明書及び法人市町村民税納税証明書(過去1年分)

※発行から3ヶ月以内のもの(コピー可)

ウ. 会社概要書(様式3)

→決算書または財務諸表(直近1年間分)を添付すること

エ. 業務実施体制(様式3-1)

オ. 業務実績報告書(様式4)

②提出期限

令和5年7月14日(金)まで

(2)提案書

①提出書類(任意様式)

カ. 企画提案書(様式5)

・業務の実施方針

・土幌町公共施設への太陽光発電設備等導入調査委託業務に関する提案

・事業工程表(スケジュール)

キ. 費用見積書(様式6)

→内訳書も添付すること

②提出期限

令和5年7月21日(金)まで

(3)提出方法

持参又は郵送(配達確認ができるもので、令和5年7月21日午後5時15分 必着)

(4)提出先

〒080-1292
北海道河東郡士幌町字士幌 225 番地
士幌町役場地域戦略課ゼロカーボン推進係
電話:01564-5-5212
FAX:01564-5-4304

(5)参加表明書等についての留意事項

- ①参加表明書等は1者1提案
- ②参加表明書等を受け付けた後の追加および修正は認めません。
- ③提出されたが次に該当するときは無効となる場合がある。
 - ・虚偽の内容が参加表明書等に記載されているもの。
 - ・参加表明書等の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの。
 - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ④参加表明書等に要する費用(書類の作成に要する費用、旅費など)は参加者の負担とする。
- ⑤審査会用8部については、正本のコピーをしたもので構わない。
- ⑥委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託について、あらかじめ本町の承諾を得た場合はこの限りではない。

(6)参加を辞退する場合

参加表明後、参加を辞退することとなった場合は、辞退届(様式7)を下記提出すること。

7. 選考方法

(1)審査基準

参加事業者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会において次に掲げる審査項目毎に評価点数を付ける。評価点数の合計値が最高点である事業者を受託候補者とし、次点候補者も決定する。**ただし、評価点数の合計値が全体の6割を満し、本事業を実施し得る能力を満すと審査委員会で判断した場合に限る。**

なお、本事業に係る国採択が不採択だった場合は、次回(次年度)以降における当該事業が採択となった場合において、本審査で受託候補者となった事業者へ委託する。

審査項目	審査事項	全体に占める割合
業務遂行能力	経営基盤	5/100
	業務実施体制	10/100
	業務実績	15/100
提案内容	業務の実施方針(全体理解度)	10/100
	太陽光導入調査の手法	15/100
	省エネ調査の手法	15/100
	仕様書に定める以外の独自性	5/100
	スケジュール	5/100
プレゼン・ヒアリング	説明、質問に対する受け答えの的確性、説得力	10/100
提案金額	提案金額(見積り金額の適正度合)	10/100

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

① 審査委員会において、提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。

⇒ただし、企画提案者の数が4者を超える場合は、事前に書類選考を行い、

プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者を概ね4者程度とする。

② プレゼンテーションの日程は、7月31日(月)を予定とする。

⇒全てオンラインでのプレゼンテーションとし、本町が準備するオンライン会議システム(ZOOM)を使用する。

時間については、参加事業者への電子メール等で通知する。

③ プレゼンテーションの方法は、審査委員に対して提案説明(20分以内)、審査委員から提案者へのヒアリング(10分程度)を参加事業者ごとに行う。

(3) 選考結果

選考結果については、選考後速やかに参加事業者全員に直接文書で通知する。

また、町ホームページにて、受託候補者及び次点候補者名を発表する。

審査経過については、一切公開しない。

また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

8. 契約締結

契約は、受託事業者と協議後、随意契約により契約締結するものとし、契約等に関する事務手続きは、町の条例及び土幌町財務規則(平成7年規則第12号)の定めるところによるものとする。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次点候補者となったものと、協議を行う。